

審議会等の会議の公開に関する指針

(平成 12 年 5 月 18 日制定)

1 目的

この指針は、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、県民に対して審議会等の会議を公開し、その審議等の状況を明らかにすることにより、県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務事業について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関のうち、県の各種施策の企画立案、政策決定、執行等の過程において、広く県民各界の意見や専門的知識を反映させる重要な役割を果たしている機関をいう。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、次の場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）第 7 条第 2 項各号に規定する情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3 の審議会等の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を容易に分割して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定の内容を一般の閲覧に供することにより公にするものとする。なお、非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する県民等に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の 1 週間前までに、開催の日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続その他必要な事項を記載した開催通知を報道機関へ提供するとともに、県民活動推進課及び地方局県民情報室において一般の閲覧に供することにより当該会議の開催を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- (2) 審議会等は、必要に応じて、県のホームページ等により、公開する会議の開催について周知するよう努めるものとする。

7 会議結果等の公開

審議会等は、公開した会議の会議結果を作成し、会議の資料と併せて一般の閲覧に供するものとする。

8 その他

- (1) 知事は、審議会等に関する資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- (3) この指針は、平成 12 年 6 月 1 日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。